

大崎市公告第231号

大崎農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供する。

当市の住民は、同法第13条第4項で準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案について当市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和7年5月30日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年4月30日

大崎市長 伊藤 康 志



1. 農業振興地域整備計画案の縦覧期間

自 令和7年4月30日

至 令和7年5月30日

2. 農業振興地域整備計画案の縦覧場所

大崎市役所 産業経済部 農政企画課

大崎市古川七日町1番1号

3. 農業振興地域整備計画案に対する意見書について

(1) 提出先

大崎市役所 産業経済部 農政企画課

(2) 提出方法

電子メール、郵便又は持参によることとし、電話での意見は受けられない。

(3) 提出期限

令和7年5月30日

(4) 意見書の処理方法

①意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該個所を伏せる場合がある。

②意見書に対する個別の回答は行わず、市町村整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

(5) 注意事項

- ①意見書は日本語に限る。
- ②個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。
- ③意見書の提出の対象となるのは、市町村整備計画の案に係る部分のみである。

4. 農用地利用計画案に対する異議について

(1) 申 出 先

大崎市役所 産業経済部 農政企画課

(2) 申出方法

異議の申出は、次の事項を記載した書面を、電子メール、郵便又は持参の方法で提出することにより行う。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代または代理人の氏名及び住所を記載する。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議の申出をするときには、その資格を証明する証明を添付する。

- ①異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- ②異議申出に係る農用地利用計画の案
- ③異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- ④異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- ⑤異議申出の趣旨及び理由
- ⑥市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- ⑦異議申出の年月日

(3) 申出期限

令和7年6月16日

ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に行う。これらの場合、郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しない。

(4) 注意事項

- ①申出書は日本語に限る。
- ②異議の申出の対象となるのは、市町村整備計画の案のうちの農用地利用計画の案に係る部分のみである。